

阿南工業高等専門学校専攻科運営委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第20号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校専攻科運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 専攻科の運営に関する事項
- (2) 専攻科の教育に関する事項
- (3) 専攻科の学生の入学, 退学, 休学, 復学及び修了に関する事項
- (4) 所要事項に係る自己点検・評価に関する事項
- (5) その他専攻科に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 専攻科長
- (2) 専攻科長補佐
- (3) 教務主事
- (4) 一般教養教員の中から専攻科長が指名する者 2名
- (5) 各コース教員の中から専攻科長が指名する者 各1名
- (6) 専攻科担当教員の中から専攻科長が指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第4号から第6号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を防げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、専攻科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、専攻科長補佐がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校専攻科運営委員会規程（平成8年4月1日規程第1号）は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校専攻科教官会議規則（平成15年1月15日規則第7号）は、廃止する。

4 阿南工業高等専門学校専攻科運営実務者委員会規程（平成15年1月15日規程第4号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。